

# セミナーハウス「長陵館」建設委員会規約

(名称と事務局)

第1条 この委員会は、セミナーハウス「長陵館」建設委員会（以下「建設委員会」という。）と称し、事務局を静岡県立三島長陵高等学校に置く。

(目的)

第2条 建設委員会は、静岡県立長泉高等学校の移転改編に併せて静岡県立長泉高等学校同窓生の功績の顕彰及び静岡県立三島長陵高等学校敷地内にセミナーハウス「長陵館」を建設し三島長陵高等学校及び地域教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 建設委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う

- (1) セミナーハウス「長陵館」の建設計画遂行並びに建設の推進及び監理
- (2) セミナーハウス「長陵館」に付帯する施設の充実及び環境整備
- (3) セミナーハウス「長陵館」に展示する記念品の選定及び管理
- (4) その他、この委員会の目的達成に必要な事業

(委員会の構成)

第4条 建設委員会は、静岡県立長泉高等学校同窓会代表と委員長の委嘱した者により構成する。

第5条 建設委員会には、次の役員・委員を置く。

- (1) 委員長 同窓会長
- (2) 副委員長 委員長の委嘱した者2名
- (3) 委員 同窓会役員 3名、  
委員長委嘱による者3名
- (4) 監事 同窓会役員1名、委員長委嘱の役員の中から1名
- (5) 事務局 5名

2 本会には、必要に応じて顧問を置くことができるものとする。但し、顧問の選出については委員会で承認を得るものとする。

(役員・委員の職務)

第6条 役員及び委員の職務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会を代表し業務を統括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行し業務を執行する。
- (3) 監事は事業の推進状況並びに会計を監査する。
- (4) 事務局は事業の庶務及び会計を行う。
- (5) 委員は建設委員会を構成し、必要な事項を審議し、建設委員会の事業を推進する。

(会議)

第7条 会議は次のとおり行う。

- (1) 会議は委員長が招集する。
- (2) 会議の議長は委員長がこれにあたる。
- (3) 議事は出席者の過半数の同意で決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
- (4) 監事、顧問は会議に出席して意見を述べる事ができる。但し、議決に加わることはできない。

附則

この会則は、平成18年6月11日から施行する。

附則（規約第5、7条改正）

この改正は、平成18年8月5日から施行する。

附則（規約第1、2、3条改正）

この改正は、平成19年10月10日から施行する。

附則（規約第1条改正）

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

# 静岡県立長泉高等学校セミナーハウス長陵館（仮称）建設委員会規約

（名称と事務局）

第1条 この委員会は、静岡県立長泉高等学校セミナーハウス長陵館（仮称）建設委員会（以下「建設委会」という。）と称し、事務局を静岡県立長泉高等学校に置く。

（目的）

第2条 建設委員会は、静岡県立長泉高等学校の移転改編に併せて静岡県立長泉高等学校同窓生の功績の顕彰及び東部新構想高等学校（仮称）敷地内にセミナーハウス長陵館（仮称）を建設し新構想高等学校及び地域教育の振興に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 建設委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う

- (1) セミナーハウス長陵館（仮称）の建設計画遂行並びに建設の推進及び監理
- (2) セミナーハウス長陵館（仮称）に付帯する施設の充実及び環境整備
- (3) セミナーハウス長陵館（仮称）に展示する記念品の選定及び管理
- (4) その他、この委員会の目的達成に必要な事業

（委員会の構成）

第4条 建設委員会は、次の各団体の代表で構成する。

静岡県立長泉高等学校同窓会  
静岡県立長泉高等学校PTA  
静岡県立長泉高等学校後援会

第5条 建設委員会には、次の役員・委員を置く。

- (1) 委員長 同窓会長
- (2) 副委員長 PTA会長  
後援会長
- (3) 委員 同窓会役員 3名  
後援会役員 3名
- (4) 監事 同窓会役員1名、後援会役員1名
- (5) 事務局 5名

2 本会には、必要に応じて顧問を置くことができるものとする。但し、顧問の選出については委員会で承認を得るものとする。

（役員・委員の職務）

第7条 役員及び委員の職務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会を代表し業務を統括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行し業務を執行する。
- (3) 監事は事業の推進状況並びに会計を監査する。
- (4) 事務局は事業の庶務及び会計を行う。
- (5) 委員は建設委員会を構成し、必要な事項を審議し、建設委員会の事業を推進する。

（会議）

第7条 会議は次のとおり行う。

- (1) 会議は委員長が招集する。
- (2) 会議の議長は委員長がこれにあたる。
- (3) 議事は出席者の過半数の同意で決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
- (4) 監事、顧問は会議に出席して意見を述べるができる。但し、議決に加わることはできない。

附則

この会則は、平成18年6月11日から施行する。

附則（規約第5，7条改正）

この改正は、平成18年8月5日から施行する。